

あすのたね

未来(あす)の
事業の花を
咲かせるために...



新型コロナウイルス感染予防×もりやま卑弥呼

感染しない・感染させない ～一人一人の心がけが世界を救います～



▲8/22 ほたる夜市(守山駅前)での啓発の様子

守山商工会議所青年部では、新型コロナウイルス感染予防PRポスターを作成しました。店舗や事業所での啓発に同ポスターをお役立てください。

詳しくは、ホームページまたはSNSをご覧ください。
<http://www.moriyama-cci.or.jp/yeg/>



HOME PAGE



facebook



Instagram

特集 P3~5

特集

滋賀県警サイバー犯罪対策課
コロナ禍のサイバー犯罪に警笛を鳴らす!

後編

青年部 オンライン研修会「邪馬台国近江説」	7
もりやま景況調査報告(令和2年4月~令和2年6月期)	8
商工会議所活用ガイド	
継ぐ思いに大きな支え『事業承継補助金』	9
辻伝商店×中島経営指導員	
BusinessCOMPASS	
「働き方改革」はどこへいった?	10
(土井社会保険労務士事務所 土井昌之氏)	
会員事業所訪問 特別編 もりーの気になる事業	
「ROOT for PEOPLE」(守山市観光物産協会)	14

今月のたねP5に掲載

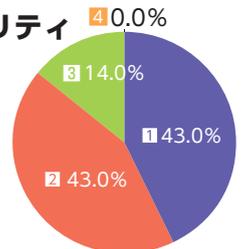
8月のたね 集計結果

事業所としてサイバーセキュリティ対策を実施していますか?

- 1 十分に対策を実施している
- 2 実施しているが、さらに強化を考えている
- 3 実施しておらず、これから取り組む予定(取り組みたい)
- 4 実施しておらず、今後も取り組む予定はない

サイバーセキュリティについて一言!

- ・対策をしてるけどセキュリティが強すぎて肝心なメールが届かなかったりファイルが開かない場合がある。
- ・対策を講じていても、すり抜けてくるスパムメール、迷惑メールには個人の判断で対応していくしか無いので何もかも完全、安全とは言えない。



あなたも対象!!

国勢調査2020

国勢調査

の回答を
お願いします

本年 10 月 1 日現在で全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な調査です。回答いただいた調査の結果は、災害時に必要な物資の備え、感染症の対策、街の交通安全、お店の出店計画など、みなさんの生活に役立てるよう活用しています。

9月中旬以降に調査書類が全世帯に届きます。簡単・便利なインターネット回答をぜひご利用ください。



調査書類をお届けします

インターネットでの回答期間
9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間
10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査2020

国勢調査 2020



について詳しくは

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



総務省統計局・滋賀県・市町

守山市金融協議会

滋賀銀行

関西みらい銀行

滋賀中央信用金庫

京都信用金庫

おうみ富士農業協同組合

京都銀行

特集

滋賀県警サイバー犯罪対策課

コロナ禍のサイバー犯罪に 警笛を鳴らす！

～後編～

前回は、サイバー攻撃の標的の多くが一般企業となっていること、サイバー攻撃は高度化且つ巧妙化していること等をご紹介し、特に標的型メール攻撃の概要と注意点についてご説明しました。

今回は、前回に引き続き、最近被害が散見される「Webサイトの脆弱性を利用した攻撃」と「セキュリティ対策のポイント」についてご説明します。サイバーセキュリティ対策にお役立ていただければ幸いです。



Webサイトの脆弱性を利用した攻撃

現在、多くの企業が、公式Webサイトを公開していますが、Webサイトは攻撃の入り口としても使われています。

最近のWebサイトの機能には企業の紹介や宣伝、情報提供だけでなく、ショッピング、宿泊や診療等の予約、見積書作成、お問い合わせフォーム等様々な機能があり、利用者は大変便利となっています。一方で、攻撃者はWebサイトの脆弱性や入力フォーム機能を利用して、Webサイトを改ざんしたり、内部のネットワークに侵入し情報を盗んだりします。

実際に、Webサイトの脆弱性が悪用されショッピングサイトを改ざんされたり、非公開の顧客データベースにアクセスされたりして情報が流出するという事象が発生しています。

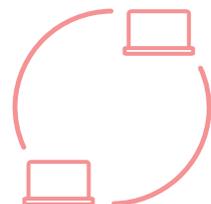
脆弱性とは、ソフトウェアを動かすプログラムの欠陥のことです。Webサイトでは様々なプログラムが動いていますが、通常、プログラムには、何かしらの脆弱性があるとされています。その脆弱性は内部のネットワークに侵入する入り口として利用できる場合があるので、攻撃者は、常に脆弱性を探しているのです。

なお、入力フォーム機能を利用した攻撃も脆弱性を利用しています。

入力フォームは、攻撃者にとっては、文字(プログラム)を送り込む入り口です。通常、入力フォームは攻撃用のプログラムを受け付けないセキュリティ対策が施されていますが、この入力フォームに脆弱性があると、攻撃者は攻撃用のプログラムを送信し、Webサイトを改ざんしたり情報を盗み取ったりすることができるのです。

つまり、Webサイトに脆弱性があると攻撃を受けやすくなるということになります。

Webサイトを公開している企業(個人)は、常に脆弱性に対する意識を持ち、脆弱性を修復するプログラムが公開された場合は、ソフトウェアを更新し修復プログラムを適用することが必要なのです。



特集

滋賀県警サイバー犯罪対策課 コロナ禍のサイバー犯罪に 警笛を鳴らす！

～後編～



セキュリティ対策のポイントは「事業継続」

サイバー攻撃の手法は多様化し、完全に防ぐことは困難となっている状況にあります。

サイバーセキュリティ対策の不備によって、個人情報や機密情報の漏えいや情報システムの停止が発生した場合、企業が被る不利益には「金銭的損失」、「顧客の喪失」、「業務の喪失」等があります。

これらの不利益により事業の継続が困難になると最悪の場合、廃業に追い込まれることも考えられます。

つまり、セキュリティ対策を考える上で、ポイントの1つになるのが「事業継続」です。

万が一、サイバー攻撃を受けた場合でも、「事業継続」が不可能とならないような対策ができていると、被害の拡大防止、早期復旧が可能となります。

情報漏えいによるマイナスの影響

情報技術（IT）の普及、活用により経営効率が向上した反面、ITの普及以前に想定していなかった秘密情報や個人情報の漏えいによる高額賠償請求事例や金銭的損失を伴う事故が増えています。

企業が被る主な不利益

金銭的損失	顧客の喪失	業務の喪失	従業員への影響
<ul style="list-style-type: none"> 調査費用 損害賠償 業務停滞 	<ul style="list-style-type: none"> 信用失墜 取引解除 	<ul style="list-style-type: none"> サービス、システムの停止 営業機会の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> 意欲の低下 企業イメージダウン

引用：IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版」
<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/>



多層防衛とバックアップが重要

セキュリティ対策には様々な方法がありますが、現在、注目されているのが「多層防衛」です。サイバー攻撃を完全に防ぐことはできませんが、ネットワークの要所にセキュリティ対策（セキュリティ機器やソフトウェア）を施し、1つの対策が突破されても、どこかの対策で攻撃を検知すれば被害を食い止めることができるという考え方で、そして最終的に、情報を外部に出さないようにすれば被害は最小限に抑えられるというものです。

今日、ウイルス対策ソフト（セキュリティ対策の必須ソフト）だけでは、全ての攻撃を防ぐことはできませんが、ファイアウォールや複合的にサイバー攻撃を検知及び防御できるUTM等の機器を組み合わせることでよりセキュリ

ティは強固になります。

しかしながら、セキュリティ機器の導入には費用がかかりますので、簡単には導入できないかと思えます。

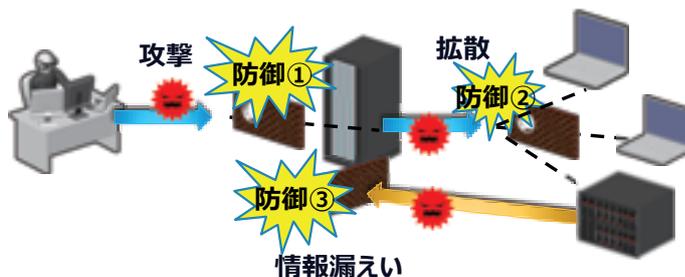
そこで、まずは、「できる対策を確実に行うこと」をお勧めします。ウイルス対策ソフトの利用やOS・ソフトウェアの更新とともに「重要情報の管理」と「バックアップの取得」を確実に行ってください。特に重要な情報は、可能な限りインターネットから切り離すと同時にバックアップを取得することが重要です。バックアップさえあれば、サイバー攻撃を受け、万が一、事業継続に影響する情報が削除された場合でも、バックアップを使って復旧することができますので、事業継続の危機は免れるはずで

また、セキュリティ対策の社内研修を行うことやサプライチェーン上の企業とのセキュリティ対策の情報を共有することも防衛の一つです。

多層防衛の仕組み

- ①入口対策・・・攻撃による内部侵入を防止
- ②内部対策・・・侵入拡大防止及び監視強化
- ③出口対策・・・攻撃の外向き通信を遮断及び監視

攻撃されることを前提に、情報を外部に出さない対策を。



おわりに

セキュリティ対策には、セキュリティ対策機器の活用から個人のセキュリティ意識改革まで、幅広く取り組むべきことがあります。まずは、セキュリティ対策を見直して、できることから実践してください。

滋賀県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 対策第1係長 中村亮一

【参照ウェブサイト】

・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

「サイバーセキュリティ経営ガイドラインVer.2実践のためのプラクティス集」

<https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html>



・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第3版」

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/>



・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業成果報告書」

https://www.ipa.go.jp/security/fy2019/reports/sme/otasuketai_houkoku.html



今月のたね

※あてはまるものを選んでください。(複数回答可)

もりやま商工ジャーナル

「あすのたね」読者と一緒
作るコーナーです。



事業所として実施しているサイバーセキュリティ対策は？

1. ウイルス対策ソフトの導入
2. UTM等のセキュリティ機器の導入
3. OS・ソフトウェアの随時更新
4. 定期的なデータのバックアップ
5. セキュリティ対策研修の参加または実施
6. その他

ご回答いただくと、抽選で当所サービス1,000円引き券プレゼント！

本誌広告折込・掲載料や健康診断受診料、会議室使用料等のお支払いにご利用ください。

ビジネスマッチングの場に！

アンケート調査に加えて、「〇〇ができる企業を探しています」「新しい事業を始めたので、他の事業所に活用して欲しい」等、ビジネスパートナーをお探しの事業所は、今月のたねにご入力ください。

回答方法

※QRコードまたはURLよりアクセスしてご回答ください。
<https://forms.gle/CV1efo5KHA1FCGQS8>



9月22日締めで集計し、
10月号にて結果を発表致します。

9月のスケジュール



お知らせ

MORIYAMA

1 火	正副会頭会議
2 水	
3 木	工業部会 Aブロック・Cブロック会議
4 金	
5 土	
6 日	
7 月	
8 火	第4回 常議員会 働き方改革等相談
9 水	
10 木	
11 金	
12 土	
13 日	
14 月	
15 火	事業承継等相談
16 水	
17 木	
18 金	
19 土	
20 日	
21 月・祝	【敬老の日】
22 火・祝	【秋分の日】
23 水	湖南四市あきんど連絡会 部会長会議 法律相談
24 木	
25 金	
26 土	
27 日	もりやま創業塾 (第1回)
28 月	
29 火	事業承継等相談 青年部 臨時総会
30 水	

法律相談

日 時 9月23日(水)10:00～(30分単位)
相談員 平柿法律事務所
相談内容(例) 売掛金回収・契約書の有効性・労使関係(退職金・賃金)等
 ※原則として毎月第4水曜日が弁護士による法律相談日です

働き方改革等相談

日 時 9月8日(火)13:30・14:30・15:30
相談員 特定社会保険労務士・中小企業診断士 菊次正純氏
相談内容(例) 就業規則の変更・労務管理・助成金全般

事業承継等相談

日 時 9月15日(火)・29日(火)
10:00・11:30・13:00・14:30
相談員 滋賀県事業承継総合支援センター
相談内容(例) 親族内承継・親族外承継「従業員等」・M&A等
 ※訪問相談も調整の上、受付しています

○相談は無料です
 ○予約制となっています。お気軽にご利用ください。

☎お申込みお問合せは 指導課(担当 岡田)まで TEL (582)2425

駅前イベント情報

駅前総合案内所
TEL(514)3765

貸会議室ご利用ください

会議、研修、教室、趣味の会など、様々な用途にお使いいただけます。
 駅に近くて便利な守山駅前コミュニティホールをぜひ、ご利用ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、現在、第1ホール30人以下、第2、3ホールは10人以下でご利用をお願いしております。

守山駅前コミュニティホール(セルパ守山3F)

第1ホール 定員70人	第2ホール 定員20人	第3ホール 定員20人
----------------	----------------	----------------

☎使用料、条件等、詳しくは守山市駅前総合案内所(077-514-3765)にお問合わせください。

■ 植物水彩画一木一草展 “展示販売あり”

9月7日(月)～9月13日(日) 最終日午後4時まで
 近年、未発表作の植物水彩画や山の風景約30点を展示。
 作品に関する図書も紹介します。

■ ROOT for PEOPLEパネル展

9月14日(月)～9月20日(日) 最終日午後4時まで
 守山市観光物産協会主催の「withコロナ」の時代、皆が皆を思いやり苦境を乗り越える為の応援と支援のプロジェクトを紹介し、事業を営む方を応援し、アートの方で町を元気にし、私たちの生活を支えてくださる医療従事者等へ感謝を贈ります。チャリティTシャツの販売あり。

■ 案内所展示&コンサート 懐かしのポスター展

9月21日(月)～9月27日(日) 最終日午後3時まで
 駅前総合案内所2階展示やコンサートの過去5年間の歴史を振り返ります。

■ 勝部『竹灯籠展示会』

9月28日(月)～10月4日(日) 初日正午から 最終日午後3時まで
 同好会員の好みで自由にデザインして竹で作った灯籠作品約30点を展示。
 初心者ばかりで楽しみながら活動をしている同好会結成から2年間の活動の成果を発表します。

☎【お問合せ】 駅前総合案内所まで



青年部 オンライン研修会

『邪馬台国近江説』

7月29日(水) 当所青年部(以下守山YEG)が行った『邪馬台国近江説』についての研修会について報告します。本研修会は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン会議システムZoomを使い実施しました。

守山YEG 加藤直前会長を講師に、これまでの邪馬台国近江説PRの取組や、邪馬台国近江説の起源となった伊勢遺跡がテレビにて取り上げられた様子等についてお話いただきました。以下、研修会の概要を紹介します。

邪馬台国近江説って…?

女王卑弥呼が統治していたとされる古代国家「邪馬台国」が近江(守山市伊勢町周辺)にあったとされる説。2010年1月～2月に、二人の著者により「邪馬台国近江説」という同じタイトルの本が出版された。



守山YEG × 邪馬台国近江説

先述の2冊の本の発行をきっかけに当時の守山YEGメンバーが専門家を交えた勉強会を開催するなど、知識を深める一方、邪馬台国近江説PR大使である「もりやま卑弥呼」を選ぶコンテストを開催するなど、市民の関心を高めるイベント



▲当時の様子を語るOB
今村氏(上)と鶴飼氏(下)

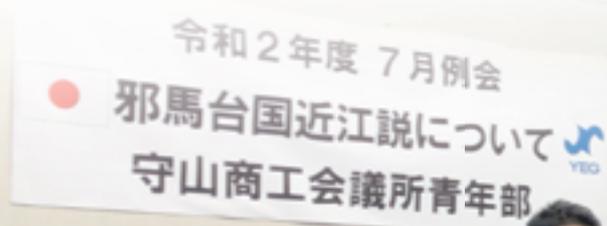
などをはじめた。2010年にはじまった『もりやま卑弥呼コンテスト(ひみコン)』はこれまで9年連続で開催され、選ばれたもりやま卑弥呼が各種イベントに出演するなど、邪馬台国近江説を広く市民にPRする機会となっている。

今年度10回目の開催を予定していた『もりやま卑弥呼コンテスト』は新型コロナウイルスの影響により次年度に延期となったが、守山YEGではこの機会を活かし、改めて『邪馬台国近江説』について学び、理解を深めるために研修会を開催した。

研修を終えて

メンバーからは「YEGに入る以前から活動は知っていたが、先輩方や色々な方々の努力と協力で成り立っていたのだと改めて思った。続けていくべきではないかと思った。」「今までの邪馬台国近江説の取り組みの歴史や先輩の思い、目的が分かってよかった。」「Zoomを活用することで、コロナ禍でも開催できてよかった。」等の意見が聞かれた。

守山YEGでは引き続き、『邪馬台国近江説』での地域活性化を目指した取り組みを展開していきます。



▶ 邪馬台国近江説について説明する
加藤直前会長

もりやま景況調査



令和2年4月～令和2年6月期

昨年の同期との比較						
	業況		売上高		採算(経常利益)	
	4～6月期動向		4～6月期動向		4～6月期動向	
全体	▲ 51.9		▲ 46.2		▲ 46.2	
小売業	▲ 64.3		▲ 64.3		▲ 64.3	
製造業	▲ 50.0		0.0		▲ 30.0	
建設業	▲ 30.0		▲ 60.0		▲ 30.0	
サービス業	▲ 57.1		▲ 57.1		▲ 50.0	
卸売業	▲ 50.0		▲ 25.0		▲ 50.0	

DI 指数	
30 以上	
10 以上 30 未満	
▲ 10 以上 10 未満	
▲ 30 以上 ▲ 10 未満	
▲ 30 未満	

※ 調査の結果を示す指標としてDI指数 (Diffusion Index (景気動向指数) の略で、各調査項目について、「増加」・「好転」したなどとする企業割合から「減少」・「悪化」したなどとする企業割合を差引いた数値) を用いた

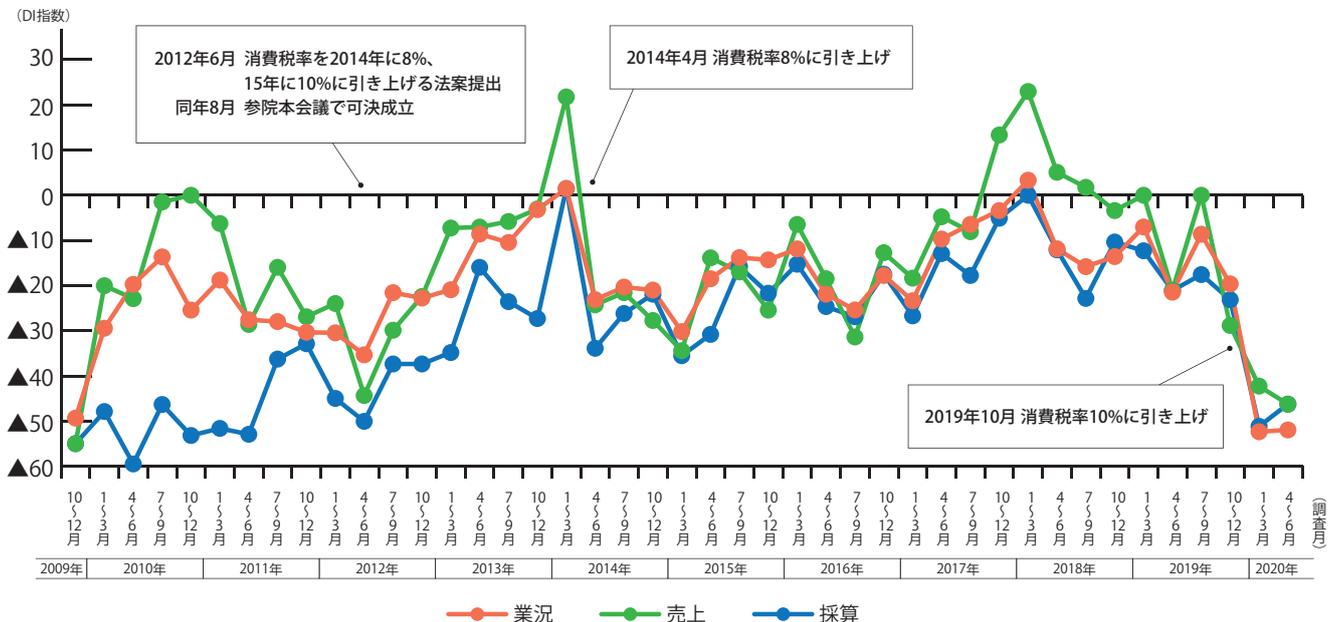
令和2年4月～6月期の調査結果では、前回(令和2年1月～3月期)の数値と比較して、業況はほぼ横ばい、売上高は低下、採算は上昇という結果となった。(下記グラフ参照)

ただし、令和2年7月～9月期見通しは全ての指標で数値が低下しており、厳しい状況が続くと見込まれている。

<自由意見>

- ・ 事業ごとにコロナの影響などばらつきが非常に大きく、生産調整を実施せざるを得ない工場がある。
- ・ ベトナム海外研修終了生が帰国できない。生活支援などで困っている。
- ・ 当面の民間受注はコロナ前受注確定分で、今後発注元の資金難により遅れて影響が出る可能性が高い。
- ・ とにかく元の状態に戻らないと経営がもたない。
- ・ ゆっくりかまえて開き直った経営をしている。(一部抜粋)

その他、調査結果の詳細については当所ホームページをご覧ください。
<http://www.moriyama-cci.or.jp/management/survey.html>



守山商工会議所活用ガイド >>>>>

継ぐ思いに大きな支え『事業承継補助金』

家族の思いはひとつ“傳七ういろう”の伝統を守りたい 赤野井町の辻伝商店・辻晴樹さん(31)は、「新生が楽しみ」と事業承継を見据えて走り出した。

辻伝商店では1年前から今後の方向性について親子で話し合いを繰り返してきたが、先が見えず守山商工会議所に相談した。中島指導課長が経営アドバイザーによる支援を提案。面談の中で『事業承継補助金』について説明を受けた。事業を存続させようとする試みを応援する補助金を知り、「支援があるから新しいことが出来る!」と事業承継へ大きく進んでいくこととなった。

事業承継に向けて着々と

中島指導課長と経営アドバイザーのサポートで、『事業承継補助金』の採択に向け加点要素をひとつずつクリアにしていった。まずは『経営革新計画』を申請。1月に県庁で新たな事業活動についてプレゼンを行った。プレゼンは初めてという辻さん。「一緒に考え、何度もリハーサルにつきあってくれたおかげで承認された」と感謝の意を話す。続けて『経営力向上計画』を申請し、承認された。目指す『事業承継補助金』は締め切り直前まで相談を繰り返し、出来る限りのことをしたという。令和元年度補正予算の事業承継補助金・後継者承継支援型は全国で348件、うち滋賀県は8件が採択され、辻伝商店はその1件となった。後継者承継支援型の補助率は1/2(上限額225万円)、廃業費も対象となる。「事業承継補助金は難易度が高いが、上限額も高く事業所の大きな支えになる」と守山商工会議所は補助金の活用を支援している。

つながらる支援－販路拡大にも

代々、和菓子の製造・販売から始まった辻伝商店。父の衛さん(66)は食料品販売や仕出しなど多角経営をしてきたが、「時代の流れで仕方ない」と小売業を辞めることを決断した。地域の人に大事にされてきた“傳七ういろう”を守り、和菓みに専念する。補助金を活用して店舗を作業場に改装。手作り餡あんにこだわり、重労働を担う攪拌機かくはんきや効率アップを図る包餡機ほうあんきなど、高額の



▲ 辻晴樹さん

設備も補助金が支えとなり投資を決めた。現在、洲本町のおうみんちや草津市などの民間直売場

で販売しているが、今後は販路拡大が課題だ。文章の組み立てやプレゼンの練習で頭の中を整理出来たという辻さん。今後の営業活動に必ず役立つと中島指導課長は太鼓判を押す。『経営革新計画』『経営力向上計画』の承認も後押しとなる。「季節ごとの商品開発にも挑戦していきたい」と話す辻さんに、中島指導課長は「伝統ある家業を継いで頑張っていく若い晴樹さんに、伴走型で引き続き支援をしていきます」とエールを送る。

【事業承継補助金】 経営者の交代を契機に経営革新等を行う事業者に対し、その取り組み経費の一部を補助する中小企業庁による補助金制度。後継者承継支援型の補助率は1/2。申請には商工会議所が指導・助言する。

【経営革新計画】 経営の向上を図るため「経営革新計画書」を作成し、県または経済産業局の承認を受けると、政府系金融機関の特例貸付制度や信用保証の特例が受けられる。

【経営力向上計画】 中小企業等経営強化法の施行により、「経営力向上計画書」を作成し経済産業局の承認を受けると、税制や金融支援等の措置が受けられる。



辻伝商店

TEL/FAX 077-585-0047
滋賀県守山市赤野井町339
営業時間 8:30~20:30
定休日 毎月第2木曜日

食料品、日用雑貨、仕出し弁当、和菓子(ういろうの製造販売)、お餅の製造販売も致しております。

制作協力 / 守山市民新聞編集室(ライター・フォト 寺田)

【お問い合わせ】

守山商工会議所・中小企業相談所 指導課まで
TEL 582-2425 FAX 582-1551

Business ビジネス コンパス COMPASS

専門家による情報配信事業
by 観光理財部会



社会保険労務士 **土井昌之**

土井社会保険労務士事務所

〒524-0104 守山市木浜町3600-189
TEL・FAX 077-585-3967

「働き方改革」はどこへいった？

2019年4月に「働き方改革関連法」が施行されて1年が経ちました。

しかしながら、年初来の新型コロナウイルスの感染拡大で、日本中がその感染拡大防止の為に、「それどころじゃないよ。」という事態に陥ってしまいました。

でも…

「働き方改革」はコロナウィルス感染拡大防止の為に棚上げにしているのでしょうか？

いいえ、むしろ両立させて進めるべきものなんです。

なぜなら…

1. 残業時間削減
2. 多様な働き方でワークライフバランスの実現
3. 公正な待遇によるモチベーションアップ



これにより、**従業員の生産性アップ**を図り、**企業の業績向上、魅力ある職場づくり**につなげる。

…これが「働き方改革」のそもそもの狙いだからです。そうなんです。

「働き方改革」とは、従業員の方々の生産性アップを図ること(手段)、企業の業績向上につなげるものです。(目的)

ですから、両立させて進めるべきものなんです。

では、改めて振り返ってみましょう。

「働き方改革」ってなんだったのでしょうか？

働き方改革とは以下の3本柱が軸となります。

1. 時間外労働の上限規制
(2019年4月施行、但し中小企業は2020年4月施行)
2. 年次有給休暇の確実な取得
(2019年4月施行)
3. 同一労働同一賃金
(2020年4月施行、但し中小企業は2021年4月施行)

このうち、「1. 時間外労働の上限規制」、「2. 年次有給休暇の確実な取得」については中小企業の方々も法律の施行が既に始まっています。「3. 同一労働同一賃金」については、来年の2021年4月施行です。

そこで今回は、既に施行されている、「1. 時間外労働の上限規制」、「2. 年次有給休暇の確実な取得」について改めて復習していきます。

(2021年4月施行の、「3. 同一労働同一賃金」については、次回の解説で触れたいと思います。)

まずは、時間外労働の上限規制です。

① 時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とし、「臨時的な特別な事情※1」がなければこれを超えることはできません。(法36条)

(※1「臨時的な特別な事情」とは、当該事業場における通常予見することができない業務量の大幅な増加を指し、できる限り具体的に定める必要があります。

例えば、機械のトラブルへの対応、大規模クレームへの対応、ボーナス商戦に伴う業務の繁忙、予算・決算業務等…です。)

その場合でも、すなわち「臨時的な特別な事情」があって労使が合意する場合(=特別条項付き36協定を結んだ場合)でも

- ア. 時間外労働が**年720時間以内**
- イ. 時間外労働と休日労働の**合計が単月100時間未満**
- ウ. 時間外労働と休日労働の合計について、「2カ月平均」「3カ月平均」「4カ月平均」「5カ月平均」「6カ月平均」が、**全て1カ月当たり80時間以内**
- エ. 原則である月45時間を超えることができるのは、**年間6カ月まで**

以上の項目を遵守する必要があります。

② 違反には罰則

これらを違反した場合には、**6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金**が科される恐れがあります。

併せて、これらの労働時間を把握するために、**全ての労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握し、3年間その記録を保存**するよう法律で義務付けられました。



具体的には、タイムカードやICカード、パソコンのログ等が挙げられます。

次に、「年次有給休暇の確実な取得」についてみていきましょう。

① 年次有給休暇の確実な取得

年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日の有給休暇を確実に取得させる必要があります。(法39条7項、8項)



年次有給休暇の取得率向上のために、**10日以上**の有給休暇を保有している労働者に対して、1年に**5日以上**の有給休暇を付与する義務を使用者に課しました。

これは、**年次有給休暇の取得**によって労働者の心身の疲労回復、企業の生産性の向上等、**労使双方にとって大きくメリット**があるからです。

② 原則となる付与日数

使用者は労働者が雇入れの日から**6ヶ月継続勤務**し、その6カ月の全労働日の**8割以上**を出勤した場合には、原則として**10日**の年次有給休暇を与えなければなりません。

対象となる労働者には、**管理監督者や有期雇用労働者も含まれます**。(法39条1項、2項)

具体的には以下の表になります。

継続勤務日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

③ パートタイム労働者等所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

パートタイム労働者等、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**されます。(法39条3項)

比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下の労働者です。



具体的には以下の表になります。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数		継続勤務年数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169日 ～ 216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日 ～ 168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日 ～ 120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日 ～ 72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※赤字の部分に該当する労働者は「**年5日の年次有給休暇の確実な取得**」の対象者です。

④ 取得違反には罰則

年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合(法39条7項違反)→30万円以下の罰金(法120条)

(罰則による違反は対象となる労働者1人につき1罪として取り扱われますが、労働基準監督署の監督指導においては、原則として丁寧に指導し、改善を図っていくこととしています。)

振り返ってみて、いかがでしょうか？

人手不足の深刻化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止…

企業を取り巻く環境は近年にない厳しいものとなっています。

しかしながら、企業が「働き方改革」を推進していくことは、働く方々が意欲・能力を存分に発揮できる「魅力ある職場作り」につながります。

そして、その推進こそが「多様な人材の活躍」、「労働生産性の向上」及び「企業の発展」へとつながります。

今回の内容が、皆様の「働き方改革」の一助となれば幸いです。

(次月号へ続く)





快進撃企業に学ぶ

八幡浜市の最大企業 『あわしま堂』

松山市から車で80分ほど走った愛媛県の西端の八幡浜市という、人口3万3000人のまちに「株式会社あわしま堂」という社名の和洋菓子の製造企業がある。

創業は1927年、現社長の木綱徳勝氏の祖父である木綱勝三郎氏が、売りに出されていた小さな和菓子の製造小売店で、和菓子づくりを学んだ後、譲り受け、現在の本社工場近くで、個人でスタートしている。

その後、叔父が和菓子の製造・小売を開始し、現社長の父が卸売りを中心とした営業を開始、そして現社長へと、タイムリーな事業承継が見事になされ、93年後の今日では、本社工場のほか京都伏見や栃木県佐野市などに計5工場を有し、社員数は978人、売上高は132.5億円余。八幡浜市最大で人気企業であることはもとより、全国でも最大規模の和洋菓子の製造業にまで成長発展している。

より驚くことは、その業績で、この93年間、社員数は右肩上がりに増加し、黒字経営を継続していることある。

同社の成長発展の理由には、「無理な成長は追わなかった」とか「製造業に特化した経営」さらには「IT武装の経営」など、多々あるが、本質的要因は、同社が創業以来、高らかに掲げた企業理念「美味しさづくり・笑顔づくり」と、そのための行動指針に基づいた経営を、どんな時代であってもブレることなく、全社一丸となって実践してきたからと思われる。

ちなみに、同社の行動指針には、1.「私たちは、お客様に笑顔で喜んで頂ける美味しく感動のあるお菓子をお届けします」2.「私たちは、ともに働く人々の人格・個性を尊重し、安全で働きやすく、かつ豊かさゆとりが実感できる職場環境をつくります」、そして3.「私たちはうそをつかず、公正な態度で行動し地域社会や環境の改善に貢献します」と書いてある。

こうした企業理念や行動指針に基づく経営は、至

る所にちりばめられているが、とりわけ驚くのが、菓子の価格の安さである。一級の原材料を使いながら、同種の菓子と比較して、2割・3割安というならばともかく、半値とか3分の1程度なのである。

かつて、親しい経営者と一緒同社を訪問した折、その経営者が、「あまりに安過ぎます。倍にしたって、売り上げが落ちることはないと思いますが…」と感想意見を言うと、社長は、「社員には恥ずかしくない給与や賞与を支払っているつもりですし、また利益率は、高ければ高いほど、いいというものではなく、『ほどほど』であるべきだ、と考えていますので、この価格で十分です」と話してくれた。

実際に、同社の理念や行動指針が作られる前までは、大量生産することで、安くつくろうという思いが強くなりすぎ、おいしいお菓子をつくるという本来の目的を見失っていた。おいしいものをつくれれば、顧客も社員も家族もみんな笑顔になる。その笑顔の輪を広げるのが同社の使命となった。そのためには、必要以上の価格や企業の利益を追う必要はないのである。

こうした元気な企業の存在を見せつけられると、「経営は需要ではなく供給が決する」と確信する。



人を大切にする
経営学会 会長

坂本 光司

さかもと こうじ



1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科(地域づくり大学院)教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』(あさ出版)、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』(かんき出版)など。



知って
得する

ビジネスマナー



ビジネスでの言葉の重み

先日、私の友人が、経営する会社の上場を果たしました。その友人と雑談した内容で、印象に残ったことがあります。いわく、複数の企業を交えたオンライン会議に参加したそうですが、そこでコンサルティング会社の上司と部下が話しているのを聞いて、少々違和感を覚えたそう。その上司と部下がどんなことを話していたかということ、二人にしか理解できない言葉を多用していたのだとか。友人同士のやり取りでないビジネスの場では、ビジネスパートナーの言葉遣いも気になります。

社内では問題ないものの、社外の人に使うのはNGとなる言葉があります。特に、ビジネスパーソンに対してに使うと、私の友人のように受け取られる場合がありますので、十分に気を付けてはなりません。

例えば、「なるはやで行ってきて」「ASAPで頼む」といった言葉を使用してはいないでしょうか。「なるはや」は「なるべく早く」、ASAPは、「なるべく早く」を意味するAs soon as possibleの略です。

「午後イチ」という言葉も、よく耳にします。昼休み後の午後1時の意味です。ビジネスシーンでは、時間の約束を交わすことが多く、かつ重要な役割を持ちます。そこで、「午後イチ」のように軽々しい響きの略語を対外的に使うと、不快に思う人もいます。「朝イチ」は、よりふざけた印象さえ与えます。そもそも、始業時間は会社によって異なるので、朝イチといっても時間が不明瞭で曖昧になります。相手の会社の始業時間を把握した上で、「朝一番、9時にお伺いしてもよろしいでしょうか」というような使い方であれば問題ありません。同様に、「午後一番、午後1時からお願いできませんでしょうか」も大丈夫です。

「ペライチ」という言葉も要注意です。紙一枚でと

いう意味で使う言葉で、上司が部下に「ペライチでいいから出しておいて」といった具合に話しているシーンを良く見掛けますが、社外の人に使うのは失礼千万です。「ペラ」という表現が、文字通り軽いので、相手を軽んじている印象を与えてしまいますので気を付けましょう。

「マジですか」、これは、芸能人などが良く使っています。芸能人の影響というのはいまだに大きく、まねをしているつもりはなくても、ついつい使ってしまうものです。しかし、この言葉を使用してよいのは学生まで。使うとしても、プライベートに限ります。「マジ」に「ですか」を付けるのと、あたかも丁寧な言葉に感じられるかもしれませんが、それは大間違いです。言われた側は、ばかにされたように感じてしまうかもしれません。

非対面のリモートによるコミュニケーションが増える今後は、言葉の重みが重要になると認識しておきましょう。



人財育成トレーナー

美月 あきこ

みづき あきこ



人財育成トレーナー・ビジネスマナー講師。大学卒業後、日系および外資系航空会社にて国際線客室乗務員として17年間勤務。現在は、人財育成トレーナーとして接客サービス、対人コミュニケーションについての講演・研修を企業や団体に行う。客室乗務員時代に身につけたファーストクラス仕様のサービスを元にした、ユニークな研修が好評を博す。年間180回以上の研修と講演をこなす。著書に、『ファーストクラスに乗る人のシンプルな習慣』『15秒で口説く エレベーターピッチの達人』などがある。

モーニングの
気になる
事業

会員事業所訪問
特別編




ROOT for PEOPLE

～今の声が未来を作る～

ROOT for PEOPLE ってどんな事業？

コロナ禍の中、事業を営む人それぞれが、新しい生活様式の下、工夫や努力をし、新たなサービスの提供や、安心して利用してもらうための取組みをされています。それらの取組みをInstagramやパネル展示等で情報発信することで、安心して店舗を利用できるように導き「事業者応援の輪」を広げます。

また、コロナ禍の2020年の記憶を悲しみから希望へと変え、心に残る記憶となるよう町をアートで彩り、町を元気にする「アートの輪」を広げます。

医療従事者や物流業の方々等、さまざまところで大変な業務に携わり私たちの生活を支えてくださる方々へ感謝の気持ちを伝え、困っている人に対して手を差し伸べられる支援が求められています。チャリティを通じて、困っているときに寄り添い、より一層の地元愛を育む「支援の輪」を広げます。

事務局からのお知らせ

新しい生活様式に伴う新たな取り組みをされている事業所は、事務局（守山市観光物産協会）までご連絡ください。Instagram や守山市駅前総合案内所でのパネル展示（9/14～20）等で情報発信させていただきます。

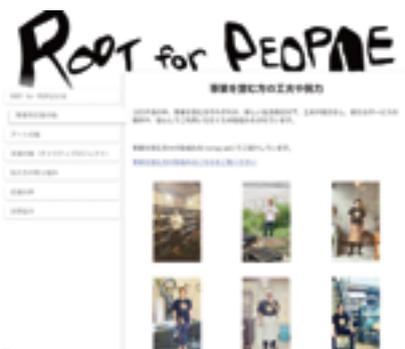
※詳細はホームページまたはInstagramをご覧ください。



事業に賛同いただける方は、Tシャツを買って応援してね♪



▲ チャリティTシャツ



▲ 事業者支援の輪



▲ 7/28～8/12パネル展示で情報発信(図書館)

ROOT for PEOPLE

主催 守山市観光物産協会
 所 〒524-0021 守山市吉身3丁目11-43
 ☎ 077-582-1266 FAX 077-599-1080
 営 8:30～17:15 休 土・日・祝日
 HP <https://r-f-p.simdif.com/>
 © root_for_people



滋賀県 新しい生活・産業様式確立支援事業

新型コロナウイルス感染症への対策として、県内中小企業等の新しい生活・産業様式の確立に向けた取組に対し、助成金を支給します。

受付期間 令和2年11月20日(金)まで

【助成対象事業者】

令和2年8月19日以前に開業しており、営業活動の実態がある事業者のうち、次に掲げるものが対象事業者となります。

- ・ 県内中小企業
- ・ 中小企業者の要件に合致する団体(生協、公益財団法人、NPO法人、農事組合法人)等
- ・ 商店街振興組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街等において共同して事業活動を行うための規約等を制定している任意に組織された団体
- ・ 個人事業主

※暴力団、宗教法人、事業を営まない法人格のある自治会等は助成対象外となります。

【助成額】(税抜)

上限 **10** 万円 下限 5 万円

※1法人または1個人事業主当たり1回の申請とする

【対象経費】

対象となる経費は、次の条件をすべて満たすものであって、令和2年4月1日以降に発生する感染防止対策の取組に要する費用の支出に限ります。

- ・ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・ 令和2年4月1日以降に発生し、対象期間中に支払が完了した経費
- ・ 証拠資料によって支払金額が確認できる経費

※原則同一対象経費について、他の補助金との併用は出来ません。

(対象経費の一例)

マスク、消毒液、手袋、アクリル板、エアコン、体温計、サーモカメラ、空気清浄機、キャッシュレス機器など

【申請方法】

申請ページからのオンライン申請のみ(令和2年8月20日時点)

※書類郵送での申請は準備中となっており、10月以降に受付開始予定です(申請ページ内よくある質問より引用)

【申請に必要な書類】

	個人事業主	中小企業
営業活動を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書(2019年分) Bの第1表の写し ※開業まもなく、確定申告していない場合は開業届 ※確定申告がe-Taxの場合は、受信通知(メール詳細)の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款または登記簿謄本 ・ 損益計算書(直近1か年) ・ 貸借対照表(直近1か年) ※以上の書類全て
本人確認書類の写し(代表者のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証写し ・ 健康保険証写し(おもて面のみ) ・ マイナンバーカード写し(おもて面のみ) 等 	
領収書・明細書(レシート)の写し	<p>※令和2年4月1日以降に発生する感染防止対策に要する費用の支出に限ります。 ※対象経費については、ホームページの対象経費一覧・詳細はこちらをクリックしてご確認ください。</p>	
支払いの振込口座の写し(任意)	<p>□座情報の分かるページ ※振込口座の間違えを防止するために、ご協力お願いいたします。</p>	

その他、詳細については申請ページをご確認ください。申請ページ <https://www.shiga-joseikin.com/>



お問い合わせ先「滋賀県 新しい生活様式支援コールセンター」

TEL : 0570-005-516 (受付時間/平日9:00 ~ 17:00 ※土日祝休業)



本のがんこ堂がオススメ！ビジネススキルアップ本
ビジネスに役立つ書籍を月替わりで紹介！

書名

毎日読みたい365日
の広告コピー

著者：WRITES PUBLISHING
定価：2,035円(税込)
判型：B6判 頁数：392頁
ISBN：9784909044099
出版社：ライツ社

内容紹介：

カズレーザーさんイチオシの一冊としてテレビでも話題！
365日、その日その季節にぴったりの「広告コピー」を並べた素敵な名言集！
1年の始まりのカレンダー代わりに、あるいは、大切な人への誕生日プレゼントとしてもぴったりな本です。
今日の日付からでも、誕生日でも、たまたま開いた日でも、お好きなページからお楽しみください。



書名

「育ちがいい人」だけが知っていること

著者：諏内えみ
定価：1,540円(税込)
判型：四六判 頁数：254頁
ISBN：9784478110133
出版社：ダイヤモンド社

内容紹介：

「にじみで育ちのよさ」と本物の品が身につくと話題のマナー講師が教える、話し方、食べ方、ふるまい、お付き合いの心得。
「育ちがいい」と言われる人にとっては当たり前なのに、多くの人が知らないマナー以前のふるまいと常識とはなにか？
育ちの良さは美人を超える一生の武器になる！



上記書籍のお買い求めは、「本のがんこ堂」へ！

本のがんこ堂 守山店

守山市古高町福田393-19
営業 9:00～22:00
TEL 077-582-7560 FAX 077-581-2723



本のがんこ堂 守山駅前店

守山市勝部一丁目1-2
営業 10:00～21:00 休 日曜・祝日
TEL 077-584-5460 FAX 077-585-9855

本の森のちいさなカフェ Gankodo

守山市守山五丁目3-17 守山市立図書館内
営業 10:00～18:00 休 図書館定休日に準ずる
TEL 077-514-8225

企業内人権問題啓発ビデオ貸し出します

企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを目指し啓発推進に努めましょう。

※当所では企業内人権研修がより一層充実、強化されるよう啓発ビデオの無料貸し出しも行っております。ぜひ、ご利用ください。
※必要に応じてビデオデッキも貸し出し致します。

詳しくは、守山商工会議所 企業内人権
担当者 大塚 ☎ (077) 582-2425



モリヤマスポーツ Group
www.morispo.co.jp

スノーボード・スキー専門店

スノーボード専門店

サッカー・フットサル専門店

スポーツ用品専門店



滋賀本店 077-581-2000
大阪池田店 072-751-3000
大阪東大阪店 072-965-3000



京都京都店 075-623-1000
愛知大高店 052-621-1200
愛知一宮店 0586-81-1900
愛知春日井店 0568-85-8700
期間店 名古屋バルコ店 052-265-0200



京都伏見店 075-604-3000
大阪吹田店 06-6193-3333
大阪高槻店 072-676-5555
兵庫西宮店 0798-42-1000



滋賀 近江八幡店 0748-32-3303

サッカー・野球・アウトドアウェア専門店



滋賀 大津店 077-547-5030